

発注番号 129809

PM080403
土木部都市政策課

設計図書

業務番号 8 債都公単調第 1 - 1 号

業務名 県立都市公園整備事業費用対効果分析業務委託

履行場所 雲仙市ほか

令和 9 年 6 月 30 日限り

履行日数 日間

数量総括表		
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位
設計業務01	1	式
直接原価	1	式
直接原価(積上)	1	式
計画準備	1	式
直接利用価値の計測に用いるデータ整理	1	式
間接利用価値の計測に用いるデータ整理	1	式
直接利用価値分析	1	式
間接利用価値分析	1	式
事業費・維持管理費整理	1	式
費用便益分析 (B/C)	1	式
庁内関係部局との調整支援 (資料作成)	1	式
打合せ協議 (4回)	1	式
報告書作成	1	式

県立都市公園整備事業費用対効果分析業務委託 特記仕様書

第1条 (適用)

本特記仕様書は、「県立都市公園整備事業費用対効果分析業務委託」に適用する。
本業務は、本特記仕様書によるほか土木設計（測量、調査）業務等共通仕様書（令和8年4月長崎県土木部）により実施するものとする。

第2条 (報告書)

報告書に担当者一覧表をつけるものとし、その場所は業務報告書の表紙の次のページに記載する。また、工法、計算手法等については、その出典や途中の計算過程を明らかにし、明瞭・簡潔な報告書となるよう創意工夫すること。

なお、報告書は、下記により作成するものとする。

- ・ 報告書（ドッチファイル綴じ） 2部
- ・ 電子ファイル 2部

報告書の納品形態は合冊、分冊どちらでも可とする。

なお、電子ファイルは、委託業務電子成果品作成要領（長崎県土木部）により作成すること。（委託業務電子成果品作成要領は長崎県HPを参照）
（ホーム＞分類＞まちづくり＞建設・砂利・採石業＞建設業＞建設工事等の積算・基準などの情報＞委託業務電子成果品作成要領）

第3条 (条件明示)

本業務の履行にあたっての履行条件を下記に明示するので、受注者は、業務計画書の作成時及び業務履行時においては、十分留意するものとする。

なお、明示した実施条件に重大な変更が生じた場合は、協議の上で契約変更の対象とする。

1. 工程関係

- ・ 部分的な工期の設定はない。

2. 現場立入について

- ・ 現地に入る場合は、事前に受発注者間で立入許可の有無について確認すること。

第4条 (契約変更)

本業務の内容は、別紙数量総括表のとおりとするが、この数量に変更が生じた場合は契約変更の対象とする。

設計変更等については、契約書第18条から第26条及び長崎県土木設計（測量・調査）業務等共通仕様書第1122条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木設計業務等変更ガイドライン 令和2年6月」（長崎県土木部）によることとする。

第5条 (労働環境改善の取組)

1) 本業務は、受発注者間の相互において労働環境の改善に関する取り組みを行い、労働環境の改善に努め、取組内容については、受発注者間にて調整のうえ実施に努めるものとする。また、実施にあたっては、取組内容を業務計画書に記載する。

2) 本業務において、今後の労働環境改善のため、後日アンケートを実施する場合があります。なお、本件に関する費用は計上しないものとする。

第 6 条 （その他）

本特記仕様書及び添付図面は、本業務に必要な諸元及び資料のうち主要な事項のみを示したものであることからこれらに記載してない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、責任をもって充足しなければならない。

第 7 条 （業務仕様書）

本業務の業務仕様書は次項の通りとする。

県立都市公園整備事業費用対効果分析業務委託
業務仕様書

業務の目的

百花台公園は、雲仙市国見町及び島原市有明町地内に整備され、昭和 6 1 年に供用開始し、平成 3 1 年に全面供用した都市公園である。

本業務は百花台公園において計画している整備について、大規模公園費用対効果分析手法マニュアル【改訂 4 版】（以下「マニュアル」という。）に基づき、整備効果を算出するための費用対効果分析を行うことを目的とする。

対象公園

公園名 : 百花台公園
公園種別 : 広域公園
公園面積 : 48.4ha（都市計画決定）
所在地 : 雲仙市国見町及び島原市有明町地内

業務内容

1. 計画準備

業務を実施するにあたり、分析に必要な資料収集を行う。

また、分析対象となる百花台公園の整備前後の諸元等について整理する。

公園諸元として公園名、住所、公園種別、供用年度、面積、防災施設の有無等について整理し、面積は用途別に算出する。

2. 直接利用価値の計測に用いるデータ整理

分析対象公園の誘致圏及び圏域内でのゾーンを設定し、計測対象ゾーンにおける部分供用開始時、全体供用開始時、部分供用開始年度の 4 9 年後及び 5 0 年後の年齢別人口、百花台公園及び競合公園の魅力値、旅行費用を算出する。

3. 間接利用価値の計測に用いるデータ整理

百花台公園及び競合公園緑地面積、広場面積、計測対象ゾーンにおける部分供用開始時、全体供用開始時、部分供用開始年度の 4 9 年後及び 5 0 年後の世帯数、計測対象ゾーンから対象公園距離を算出する。

4. 直接利用価値分析

マニュアルに基づき、検討対象公園の周辺にある競合公園および検討対象ゾーンに関するデータを整理し、各年齢層別便益額を算出し、直接利用価値を計測する。

5. 間接利用価値分析

マニュアルに基づき、検討対象公園の周辺にある競合公園および検討対象ゾーンに関するデータを整理し、対象ゾーン及びその世帯がそれぞれの対象公園や競合公園に対して持つ効用値を計算し、間接利用価値を計測する。

6. 事業費・維持管理費整理

費用の計測として、百花台公園再整備の概算事業費の算出及び事業に係る発注者から貸与される過去の事業費や維持管理費実績及び計画値について年度ごとの整理を行う。

7. 費用便益分析（B/C）

単年度便益（直接・間接）計測結果及び費用計測結果を用いて、便益計測対象期間中（50年）に発生する総便益及び総費用を算出する。なお、総便益及び総費用は、割引率を用いて現在価値に換算し、その比較により百花台公園の費用対効果を算出する。

8. 庁内関係部局との調整支援（資料作成）

検討過程において、必要に応じて庁内関係部局との調整にあたって必要となる説明資料（パワーポイント形式2枚に要約したもの）の作成支援を行う。回数は1回を想定し、令和8年12月末までの作成を想定している。回数の増減があった場合は変更の対象とする。

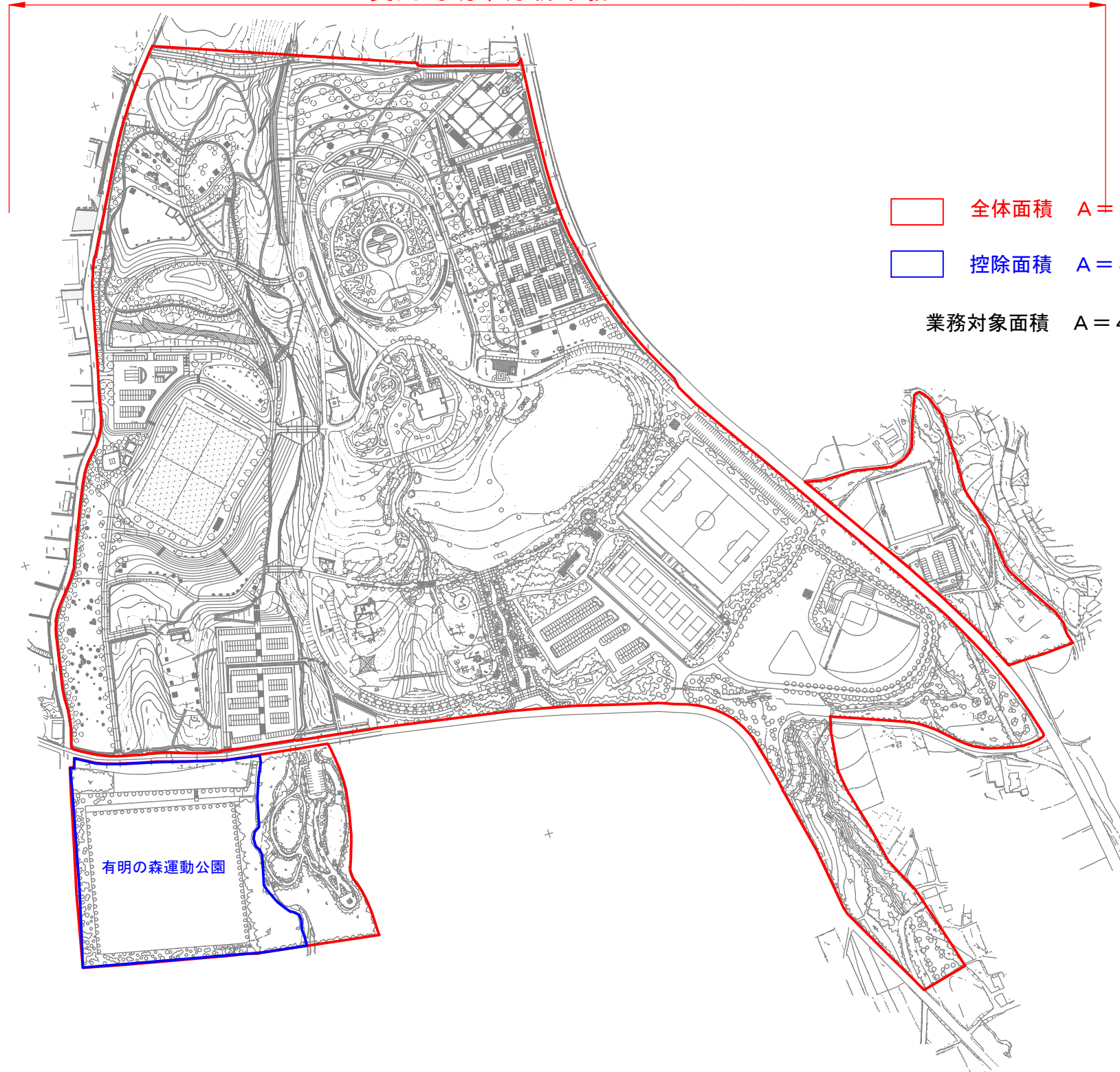
9. 打合せ協議

打合せ協議は、着手時、中間（2回）、納品時の計4回を想定するが、必要に応じて適宜実施する。

百花台公園 平面図

S=1:4000
(A3用紙)

費用対効果分析業務 N=一式



全体面積 $A = 48.4 \text{ ha}$
控除面積 $A = 3.8 \text{ ha}$
業務対象面積 $A = 44.6 \text{ ha}$

年 度	令和 8 年 度
工 事 名	県立都市公園整備事業費用対効果分析業務委託
施工箇所	雲仙市ほか
図面種類	百花台公園 平面図
縮 尺	
図面番号	1 葉の内 1 号
長 崎 県	